

令和2年8月1日の一部再開時に実施した、
健康センター利用券・回数券・定期券の有効期間延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年2月28日から、健康センターは臨時休館となりました。緊急事態宣言（R2.4/7～5/25）解除後には、保健サービスセンターの母子保健等健診事業を優先的に実施再開し、健康センターについては、8月に心電図等コースのみ定員・予約制として一部再開し、11月には、基礎コースの利用も一部再開いたしました。

再開に当たり、各券種の有効期間を以下の表のとおり延長し、希望される方には、未使用分の回数券について、払戻しを行いました。（令和3年2月末で終了）

心電図等コースの方

券種	延長期間	対象
利用券	8カ月延長	有効期間の最終日が、 令和2年3月31日から令和4年4月30日までの利用券
回数券	5カ月延長	令和元年8月29日から令和2年2月27日までに 購入した回数券
定期券	5カ月延長	令和2年1月29日から令和2年2月27日までに 購入した定期券

基礎コースの方

券種	延長期間	対象
利用券	1年間延長	有効期間の最終日が、 令和2年3月31日から令和4年4月30日までの利用券
回数券	8カ月延長	令和元年8月29日から令和2年2月27日までに 購入した回数券
定期券	8カ月延長	令和2年1月29日から令和2年2月27日までに 購入した定期券